

神戸市救急救命活動対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認定こども園及び認可保育園、私立幼稚園（以下「認定こども園等」という。）の在園児の突然の心停止などの不測の事態に対し、迅速かつ適切に応急措置を実施することにより、児童の安全・安心を確保することを目的とし、救急救命活動対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 認定こども園等に設置する自動体外式除細動器の賃貸借（リース）を対象事業とする。

(補助)

第3条 市長は、認定こども園等に対し、事業の円滑な実施のため、別に定めるところにより、補助を行うものとする。

(細則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、主管局長が定めるものとする。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。